

年 管 発 0228 第 3 号
令 和 7 年 2 月 28 日

須恵町長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

健康保険の事務の一部を行わせる地域の指定取消について

健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第44号）が本日告示され、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第61条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する地域として指定されていた福岡県糟屋郡須恵町の区域については、令和7年2月28日をもってその指定が取り消されたので通知します。